



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 個人情報保護法改正

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 中小企業経営強化税制

### NEWS1. 個人情報保護法改正

改正個人情報保護法が2017年5月30日に施行されました。これまで適用除外とされた保有する個人情報が5,000人以下の場合も適用となります。また、同法は法人に限定されず、営利・非営利の別も問われませんので、個人事業者やNPO・町内会などの自治会などであっても個人情報保護法の適用となります。

#### 個人情報保護法とは？

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスをはかりつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律です。この「個人情報」とは生存する個人に関する情報で、人物が特定されるものです。(例: 氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバー、免許書番号等)

#### 個人情報 取扱いの注意点

##### ①個人情報に目的を定め、その範囲内で利用すること

個人情報の利用目的について具体的に特定し、その目的を本人に通知、または公表し、特定した目的外利用は禁止となります。

##### ②情報漏えいを防ぐため安全に管理すること

個人情報をデータベース化する場合はそのデータをパスワード等で安全に管理したり、紙の台帳などは施錠できる場所での保管が必要です

##### ③個人情報を第三者に渡す場合は予め本人の同意を得ること

例外として、警察からの照会等法令に基づく場合や災害時の人命に関わる場合があります

社内教育や個人情報取扱い規定の整備等、組織として個人情報保護法に沿った取扱いが急務です。

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 社員の方で最高のチームをつくる 1分間エンパワーメント

##### 内容紹介

星野リゾート躍進の原動力となった「幻の名著」待望のリニューアル!!  
星野リゾートの星野佳路社長が先代から事業を受け継ぎ、事業改革を進めようとした際に、理論の根拠となる「教科書」がありました。それが『1分間エンパワーメント』です。社員個々人の能力を生かしながら、組織を再生する手順がストーリー仕立てで描かれています。

実際、それと同様の手法を実践して、星野リゾートは改革を果たし、旅館やホテルの再生手腕で注目を集めるようになりました。

その伝説的な1冊が、生まれ変わりました。登場人物も一新。大まかなストーリーは変わりませんが、時代に合わせてアレンジされています



#### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

生産性向上設備投資促進税制が平成29年3月31日で廃止になりましたが、この税制に代わって新しい設備投資に関する税制はありますか？

## Answer

生産性向上設備投資促進税制は廃止になりましたが、新たに中小企業経営強化税制が創設されました。



## 【解説】

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の7%(資本金3千万円以下の法人もしくは個人事業主は10%)の税額控除を選択適用することができます。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	○機械・装置(160万円以上/販売開始時期10年以内) ○測定工具及び検査工具(30万円以上/販売開始時期5年以内) ○器具・備品(30万円以上/販売開始時期6年以内) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ○建物附属設備(60万円以上/販売開始時期14年以内) (ボイラー、LED照明、空調など) ○ソフトウェア(70万円以上/販売開始時期5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能)	○機械・装置(160万円以上) ○工具(30万円以上) ○器具備品(30万円以上) ○建物附属設備(60万円以上) ○ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること /中古資産・貸付資産でないこと 等	
優遇措置	即時償却 又は 7%の税額控除(資本金3千万円以下の法人もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象(例:事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外) 上記の税制を受けるためにはいくつか注意が必要となります。

①中小企業者等とは以下の法人等のことをいいます。

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等(中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業等」に該当するものに限る)

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- 大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

②上記の税制を適用するためには、**中小企業等経営強化法の認定**が必要となります。

③**原則設備取得前に工業会証明・経済産業局の確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける事**が必要となります。

④指定期間は**平成29年4月1日～平成31年3月31日**までとなります。

また対象設備の中で該当しない設備等もありますので、設備投資前には注意が必要です。

## 参考資料等

中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用の手引き」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480  
西尾事務所 0563-57-7850